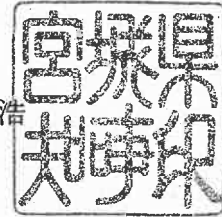


環 対 第 1 4 6 号
令和 7 年 7 月 2 2 日

経済産業大臣 武藤 容治 殿
(電力安全課扱い)

宮城県知事 村 井 嘉 浩



(仮称) 京ヶ森風力発電事業環境影響評価準備書に対する意見について
(通知)

令和 7 年 1 月 1 6 日付けで H S E 株式会社から送付のありました標記の環境影響評価準備書について、環境影響評価法（平成 9 年法律第 8 1 号）第 2 0 条第 1 項及び電気事業法（昭和 3 9 年法律第 1 7 0 号）第 4 6 条の 1 3 の規定により、別紙のとおり意見を述べますので、事業者への指導についてよろしくお願いします。

担当：環境生活部 環境対策課
環境影響評価班 山田
電話：022-211-2667
FAX：022-211-2696
E-Mail：kantaie@pref.miyagi.lg.jp

(仮称) 京ヶ森風力発電事業 環境影響評価準備書に対する意見

本事業は、石巻市及び牡鹿郡女川町において、総発電出力63,900kW（単機出力4,260kW、風力発電機15基）の風力発電施設を設置するものである。

風力発電事業は、再生可能エネルギーの活用による低炭素社会の実現の観点からは望ましいものである。

一方で、本県では、再生可能エネルギーの最大限導入と環境保全の両立のため、「再生可能エネルギー地域共生促進税」を導入し、再生可能エネルギー発電事業が地域とより良く共生することを目指している。また、石巻市環境基本計画において、「脱炭素社会の実現」だけではなく、「多様な自然との共生」を基本目標とし、豊かな自然を地域の財産として保全することも重要な目標として掲げている。

対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）の大部分が硯上山万石浦県立自然公園及び一部が保安林に指定されており、隣接して複数の鳥獣保護区が指定されている。特に、事業区域の周辺ではイヌワシ等の希少猛禽類の生息が確認されるなど、良好な自然環境が保全されている。また、事業区域内には災害リスクの高い崩壊土砂流出危険地区が含まれている。

このため、事業者は準備書の記載事項はもとより、以下に述べる事項に十分に留意した上で、適切に調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえ、本事業の実施による自然環境や生活環境への影響を回避又は十分に低減するための措置を講じるとともに、その旨を評価書に記載すること。

1 全般的事項

（1）風力発電設備等の配置等の見直し

本事業は、硯上山万石浦県立自然公園第3種特別地域内の環境、当該箇所の人と自然との触れ合いの活動の場及び女川町レンガみちからの景観に重大な影響を及ぼす配置計画になっている。環境影響評価の趣旨に従い、重大な影響を及ぼす風力発電設備及び管理用道路等の附帯設備（以下、「風力発電設備等」という。）を事業区域から除外する等、より環境への影響が小さくなるように配置計画を見直すこと。

（2）環境要素間の環境保全措置の調整

バードストライクの対策と風力発電機の色を環境調和色にする対策等、環境要素間で影響の回避・低減措置が相反する場合、それぞれの環境影響の重大性を踏まえた上で、両者のバランスのとり方を含めて環境保全措置の採用経緯を、評価書に記載すること。

なお、環境保全措置の採用に当たっては、猛禽類協議会の意見を聴くこと。

（3）累積的な影響

事業区域西側で、ユーラス石巻ウインドファームが稼働していることから、当該事業者からの情報収集に努め、鳥類・景観等について累積的な環境影響を評価し、評価書に記載すること。

(4) 追加的な環境保全措置の検討

環境への影響に関して新たな事実が判明した場合においては、必要に応じて適切な措置を講じること。

(5) 地域住民等への積極的な情報提供と地域との合意形成

事業区域周辺の住民、関係自治体である石巻市、女川町及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、本県の「再生可能エネルギー地域共生促進税」導入の趣旨や寄せられた意見・要望を踏まえ、地域との合意形成を図りながら事業を進めること。特に、地域住民に影響を及ぼすことが予測される影響については、積極的に住民の意見を聴きとり、環境保全措置を講じること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び低周波音に対する影響

イ 騒音による影響の評価について、環境基準等を満たしているかどうかのみで評価するのではなく、騒音の増加分等の生じる影響の程度を予測結果の値を用いて明確に示し、その値が意味することを適切に評価した結果を、文章により評価書に記載すること。その上で、評価結果に基づく回避・低減措置についても文章により評価書に記載すること。

なお、地域類型が指定されていない地域に環境基準を準用する場合には、それぞれの地域の実態を十分に踏まえること。

ロ 施設の稼働における騒音及び低周波音の影響について、環境省が定める「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年）等のみにより評価するのではなく、平成30年10月にWHOが改訂した環境騒音についてのガイドライン等の最新の知見に基づく評価を併せて評価書に示し、安全側となる評価を採用の上、環境保全措置を講じること。

ハ 建設機械の稼働に伴う騒音の予測について、住宅位置での5%時間率騒音レベルの予測値を評価書に記載すること。

(2) 地盤の安定性に対する影響

事業区域は、崩壊土砂流出危険地区を含み、土砂災害特別警戒区域等の上流域に該当するため、事業実施による改変が周辺の土砂災害を誘発しないよう、風力発電設備等の構造・配置又は位置・規模等を決定すること。

(3) 動物に対する影響

石巻市では「石巻市生物多様性地域戦略」が策定され、「希少種や重要な生態系の保護」を基本目標として掲げ、イヌワシが繁殖できる自然環境の再生等が推進されていることを踏まえて、より一層の丁寧な情報収集に努め、事業の実施に当たっては生息地の保全に最大限配慮すること。

(4) 植物に対する影響

工事用・管理用道路の計画の見直しにより、ナンブワチガイソウの群落を回避すること。

(5) 景観に対する影響

女川町のレンガみちからの眺望に大きな影響を生じさせる可能性のある風力発電機(13、14、15号機)が計画されている尾根筋を事業区域から除外すること。

(6) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

イ 硯上山万石浦県立自然公園の第3種特別地域の改変が伴う風力発電機(10、11、12号機)は、当該箇所のトレイルルートに対して壊滅的な影響を与えることから、当該区域を事業区域から除外すること。

ロ 石巻緑のハイキングロードや各トレイルコースについて、利用状況のより詳細な情報を収集し、ハイキングや登山マラソン等のイベントに参加する利用者の満足度を著しく損ねることがないように、風力発電設備等の配置等の見直しを含めて影響の低減を図ること。

ハ 風力発電設備周辺への立ち入り制限等の安全対策により、石巻緑のハイキングロードや各トレイルコースの利用に影響を及ぼす可能性がある場合は、観光資源としての潜在的なポテンシャルがあることを踏まえ、利用機会が損なわれることの無いよう、風力発電設備等の配置計画を見直すなど、対策を講じること。

二 雄勝森林公園キャンプ場など、調査地点の利用状況について情報収集の上、静穏性が求められる場合には、単に環境基準に基づく評価を行うのではなく、求められる環境に合った静穏性が保たれるかを踏まえて再評価した結果を評価書に記載すること。

なお、現在生じている騒音の種類や大きさ、設置される風車により発生する騒音の大きさの3点を踏まえて評価すること。

(7) 放射線の量に対する影響

放射性物質が表層に含まれていることが確認されたことから、施工に当たっては、表層土壌の飛散防止に加えて降雨等による流出・濃縮防止策を講じること。